

令和7年度高知県農業振興施策に関する要請に対する回答書

< 要請項目 >

I. 農業振興対策

1. 農畜産物の適正な価格形成の早期実現について-----1

II. 園芸農業対策

1. 園芸用ハウス整備事業予算の補助限度額および新規就農者区分の見直しについて-4
2. 野菜価格安定制度の保証基準額・要件等の見直し及び事業継続について-----7

III. 資材価格高騰対策

1. 施設園芸燃油高騰対策について-----11
2. 電気料金高騰対策について-----15

I. 農業振興対策

1. 農畜産物の適正な価格形成の早期実現について

現在の世界的な物価高や自然災害の影響もあり、生産資材価格は高騰していますが、農産物への価格転嫁は出来ていない状況です。これらの問題は個々の生産者の経営努力で解決できる問題ではありません。

国としてもニッポンフードシフトの取組みを実践していることや、新たな食料・農業・農村基本法には適正な価格形成を明文化し、さらにコスト調査に係る予算を設定、品目ごとのコスト調査を実施しているところであり、一定対策は講じられつつあるところです。

しかし、地域農業の担い手となる生産者からは未だに強い要望もあり、これらの取組みがどれほどの年月がかかるかもわからない状況です。

そのため、改めて国に対して、消費者をはじめとした関係者の理解醸成および法制化を含めて、適正な価格形成が早期実現するよう働きかけることを要請します。

(回答)

資材価格の高騰が続く中で、農畜産物は、生産コストの上昇分を十分に価格に転嫁できておらず、生産者の皆さんが今後の営農継続に大きな不安を持たれていると、承知をしております。

農畜産物は、需給関係の中で価格が形成されていく要素が大きいかと思います。こうした構造の中で、国においては、食料安全保障の観点を踏まえて「食料・農業・農村基本法」が改正され、令和7年度中には、合理的なコストを考慮する仕組みについて、国会に関連法案を提出する方針が示されています。

その中で、国は、合理的な費用が考慮される仕組みの検討を行ううえでの「コスト指標作成」に向けた調査を始めており、本県のショウガも調査対象になっているとお聞きしています。

県では、このコスト指標が、本県農畜産物にとって不利なものとならないよう、地域の生産条件や輸送コストなどの実情を反映した指標とするよう、国に対し、提言を行ったところです。

今後、合理的な価格形成に関する法制化に向けて、「小売業界」や「消費者」も含めた関係者間の協議や、そして何よりも国民の皆様の理解を醸成していくことが大事だと思いますので、これに向けた国の動きもより具体的に、また活発になってくると考えております。

県としましても、積極的に情報収集を行い、今後も機会を捉えて提言活動を行ってまいります。

Ⅱ. 園芸農業対策

1. 園芸用ハウス整備事業予算の補助限度額および新規就農者区分の見直しについて

近年の生産資材の高止まりにより、施設園芸が盛んな高知県においては、園芸用ハウス資材への影響も大きく、ハウス建設を断念する生産者も少なからず出ている状況です。建設費用が高騰してきている中、建設希望者は減少傾向となっており、このままでは、産地規模の維持・拡大が困難な状況にあります。

また、新規就農区分で申請する場合、専従者として、5 年以上従事していると事業が使えず、独立して新規就農した際に新規就農区分が活用できないケースがあります。

園芸用ハウスに関しては一定の補助が現在行われているものの、減少し続けている新規就農者の確保・育成、高知県の施設園芸衰退を防ぐためにも、補助金額を各区分において 10a あたり 100 万円引き上げるよう要請します。また、新規就農区分での事業を活用しやすくするための要件緩和を要請します。

(回答)

園芸用ハウス整備事業は、本県の園芸農業の振興を図るうえで大変重要な事業と位置づけております。

本事業の補助対象限度額は、これまでも段階的に引き上げてきており、令和5年度には中長期展張フィルムを導入する場合、10a当たり100万円を上乗せしたところです。

近年の資材価格の高騰によって、農家の負担が増していることは承知しております。さらなる補助対象限度額の増額につきましては、今後の資材価格の状況等をみながら、検討したいと考えております。

また、本事業の新規就農区分の対象者につきましては、国の新規就農者育成総合対策を参考に「就農後5年以内の者」としております。

「就農してからの一定期間を研修期間と位置づけることで支援期間を延長できないか」、というご提案につきましては、就農して

からの研修期間は、就農後の年数に含めざるを得ず、困難と考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、国の就農準備資金の交付を受け、就農前に先進農家等で実施される最長２年間の研修期間は、あくまで「就農前の段階」であり、５年の内数に含めておりません。

親元就農や雇用就農を志向される方であっても、国の就農準備資金の交付を受けて、就農前に研修を受講することができますので、その活用もご検討くださるようお願いいたします。

Ⅱ. 園芸農業対策

2. 野菜価格安定制度の保証基準額・要件等の見直し及び事業継続について

野菜価格安定制度は生産者のセーフティネットとして、JA においても加入推進を進めているところです。一方で生産者資材価格が高騰し、発動基準単価が低く、発動されていない品目については、十分な機能発揮ができておらず、生産者にとっても厳しい状況にあります。

基金事業をめぐっては、国において基金事業の点検・見直しが実施され、事業によっては成果の検証状況によって終了予定時期が示されており、野菜価格安定対策事業についても、令和9年3月が終了予定時期とされています。

また、高知県では、市町村の枠を超えた集出荷体制を整備するとともに、品目ごとに、県域で統一された規格基準で選果選別・箱詰めしたものを高知市内の園芸流通センターに集め、共同出荷・共同販売により、全国の市場に供給していますが現在の制度設計では、面積条件が未達となることで、指定産地から解除、さらに特定産地に選定できない状況もありました。

そのため、再生産可能な価格による食料の安定供給を目指すべ

く、国に対して、①特定野菜事業の保証基準額を指定野菜事業並みに引き上げること、生産資材費高騰特例を拡大すること、②令和9年3月の基金見直し期間の終了後も事業が維持されること、③野菜指定産地・対象産地の指定基準について、県域で統一選果選別基準による出荷並びに共同計算を実施している品目は、県域での産地指定を可能とすることを働きかけるよう要請します。

(回答)

「①特定野菜事業の保証基準額を指定野菜事業並みに引き上げること、生産資材費高騰特例を拡大すること」について

特定野菜の保証基準額が平均価格の80%から90%に引き上がることに伴い、生産者の負担額は増加しますが、価格下落時に補給金の交付機会の増加が期待でき、生産者の所得安定につながるものと考えます。

また、生産資材高騰特例の対象となっていない品目についても、この特例を拡大されることで、生産者にとってはより安心して生産することができると考えます。

このため、特定野菜の保証基準額の割合を指定野菜並にすることや生産資材高騰特例の品目拡大につきまして、生産者の所得確保に繋がる施策として、国に提言してまいります。

「②令和9年3月の基金見直し期間の終了後も事業が維持されること」について

国は、基金事業の見直しを公表し、野菜価格安定対策事業などの財源となる基金で新たに終了時期を設けました。終了時期に達した後は一律に廃止とはせず、事業ごとに成果を踏まえ、延長を検討するとお聞きしております。

野菜価格安定対策事業についての終了時期は令和8年度末となっておりますが、生産者にとっては大変重要なセーフティネットですので、一律廃止ではないものの、国の動向を把握しながら適宜国に提言してまいります。

「③野菜指定産地・対象産地の指定基準について、県域で統一選果選別基準による出荷並びに共同計算を実施している品目は、県域での産地指定を可能とすること」について

高知県では、県域で統一された選果選別基準による共同出荷並びに共同計算を行うとともに、市町村を超えた集出荷体制を整備することで、農産物を安定的に市場へ供給してきました。

一方で、現在の野菜指定産地要件では、県内で同じ品目を栽培している農家が、同一市町村内の面積要件が少ないことや、隣接する市町村で栽培されていないという理由で、同じ制度に加入することができず、生産者間で不合理感があることも理解しています。

このため県域で統一された規格基準により、共同出荷・共同計算されている品目は、県域を1産地として認めてもらえるよう提言してまいります。

Ⅲ. 資材価格高騰対策

1. 施設園芸燃油高騰対策について

燃油価格については、近年の情勢の影響により高止まりしている状況であり、園芸産地である本県にとっては、大きな影響がでています。

施設園芸等燃料価格高騰対策セーフティネット構築事業が設置され、高騰時にはこれまでもセーフティネットとして重宝されており、令和4年度～5年度にかけては高知県施設園芸燃油等高騰緊急対策給付金によって農家負担を軽減する措置も講じていただきました。一方で、現在の制度設計では、急騰特例措置は過去3か年の平均価格を発動の基準としていることから、高止まりが続いている現状では、十分な補填にならない可能性があります。

また、国においては、原油価格の高騰・乱高下がコロナ禍以降の経済回復や国民生活への悪影響を与えることを防ぐ観点から、令和4年度より「燃料油価格激変緩和対策事業」が措置されていますが、令和6年末を目途に終了することとされているため、生産者にとっても先行きに不安が残る状況となっています。

燃油価格の高騰については、高知県における施設園芸への影響が大きいことから、施設園芸等燃料価格高騰対策セーフティネット

構築事業の制度設計を見直すこと、および燃料油価格激変緩和対策事業を継続することを国に対して働きかけるよう要請するとともに、高知県施設園芸燃油等高騰緊急対策給付金を発動するよう要請します。

(回答)

国の「施設園芸セーフティネット構築事業」は、燃油価格の高騰への備えとして、施設園芸が盛んな本県の生産者にとって大変重要な制度であると認識しております。

現在、燃油価格高騰の長期化に伴い、発動基準価格が高止まりしているため、今後、セーフティネットそのものが発動されなくなるのではないかと、また、発動された場合でも補填金額が減少するのではないかと、といったことが危惧される状況となっております。

このため、県では本年7月、発動基準価格の算定方法や国の負担割合などの制度の見直しと事業の継続について、国に対して提言したところです。

これに加え、時限措置として令和５年９月から令和６年１２月まで「燃料油価格激変緩和対策事業」が国の事業として行われております。これは、社会経済活動や国民生活に及ぼす燃油価格高騰の影響を緩和する趣旨の事業であり、これまでも全国知事会や四国知事会を通じて、事業の継続を本県としても提言してきており、今後も知事会等と連携し、必要な提言を行ってまいります。

一方、県単独で行っております「施設園芸燃油等高騰緊急対策給付金」は、令和４年１１月から令和５年４月、そして令和５年１１月から令和６年４月まで時限的に行ってきております。これは、施設園芸の盛んな本県の状況を踏まえ、急激な価格高騰に対する緊急的な措置として、県が実質半分を負担する独自の手当を行ったものであります。

こうした措置が実施できたのは、大きな経済対策の中で地方創生や、物価対策に対する国の臨時交付金という財源手当が地方団体に手厚く行われたのが大きいところです。こうした措置なしに純粹に県単独で行っていくことは、財政的に厳しいというのが実態です。

今後の状況次第となりますが、経済対策の動向もしっかりと情報収集し、タイミングをよく見極めて国への働きかけを考えてまいります。

ただ、こうした燃油価格高騰対策を未来永劫やっていくことは国の経済全体としても難しいと思われます。そういった意味でも、当面の緊急的な補填対策ももちろんですが、長い目で見て構造改革・構造転換を行い、こうした外的な要因に負けない足腰の強い農業を作っていくことが大事だと考えております。

そのため、これまでも進めてきた燃油の使用量削減に繋がる設備の導入支援や低温に強い新品種の開発など、燃油価格が高止まりしても利益が出せるような構造に転換していくことを今後も支援してまいります。

Ⅲ. 資材価格高騰対策

2. 電気料金高騰対策について

燃油価格同様、電気料金についても、近年の情勢によって高止まりしている状況にあります。高知県の施設園芸においては環境負荷低減の取組としても、ヒートポンプ導入農家が増加していますが、電気料金高騰によりコスト負担が大きくなっています。電気料金高騰についても、収束の目途はたっておらず、環境負荷低減の取組として推進されるヒートポンプの導入、また生産者の営農自体に大きな影響がでています。

国においても、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」が措置されていますが、10月末までが期間とされていること、また、一時的な対策になるため、生産者にとっても不安が残る状況です。

そのため、電気料金高騰の現状が収束するまでは、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を継続すること、さらに今後の環境負荷低減の取組が拡大することを見通した恒久的な電気料金高騰対策を措置するよう国に対して働きかけることを要望します。

(回答)

今般の急激な電気・ガス料金の高騰は、社会経済活動や国民生活に影響を及ぼすため、国における全国一律の価格高騰対策として本年5月まで、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による負担軽減策が講じられました。

しかしながら、6月以降も円安の進展などにより、電気・ガス料金の高止まりは続いていることから、必要な対策を講じるよう、四国知事会を通じた提言を行ったところです。

その後、8月から10月までの3か月間ではありますが「酷暑乗り切り緊急支援」として、新たな負担軽減策が実施されているところです。

一方、国における農業独自の燃油高騰対策としまして、「施設園芸セーフティネット構築事業」がございますが、これは、他産業に比べ農業、なかでも施設園芸において燃油価格高騰の影響が特に大きいことから、特別な対策が講じられているものと承知しています。

燃油と比較して、電気料金の高騰の影響は、農業では他産業に比べて特に大きいものではないことから「セーフティネット事業」のような独自の対策が講じられることは難しいものと考えます。

このため、当面は、電気料金等の状況に応じた対策を、国においてしっかりと講じていただくよう、全国知事会等とも連携し、提言してまいります。

その上で、電気料金の高騰は、ヒートポンプの普及拡大を図るうえでの阻害要因となることから、農業経営における経費割合などの把握に努めながら、農業独自の対策については、提言のあり方も含め、検討してまいります。